

2021年 6月 14日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



次回団体交渉開催について（12）

当労組本年5月11日付「次回団体交渉開催について（11）」に対しても貴社は無視され、これまで何らご回答下さいませんでした。結果として団体交渉は行われずそして、今年になってから唯の一度も団体交渉は開催されておられません。繰り返しになりますが貴社対応は、労働組合法第7条に違反する「団交拒否」と言わなければならず、断固抗議するものであります。いったい貴社は山積する極めて重大な義務的団体交渉を放置し、今後どのように業務運営されるつもりなのか、本当に理解に苦しむところであります。

尚、当労組がその存在を認めていない「業務Gr.」より、本年3月15日付「本年3月9日付書面につきまして」書面で「貴組合との事務連絡は、業務Grが担当しております。ご連絡・ご回答が必要な場合は、業務Grが行います。」と述べられまた、同年3月22日付「貴組合本年3月18日・19日・22日付各書面につきまして」書面では「書面を尾原社長のEメールアドレス宛のEメール添付にて送られたようですが、業務Gr.のEメールアドレスにお送りください。これ以外のアドレスに送付されても拝読しません。」などと、恰も決定事項かのように一方的に述べられておりますが、当労組とのやり取りをその存在を認めていない業務Gr.とで行うことを貴社代表者からは唯の一度も当労組に連絡はなく、当労組が合意した事実は一切ありません。

また貴社乃至、業務Gr.が「窓口論」を持ち出し、無回答や引き伸ばしをされ続けているのは、団交拒否の最たるものであり、あれやこれやと言い訳されるのではなく、山積する

議題を1つずつ早期に解決していく為、改めて下記日程での団体交渉開催を強く要求致します。

記

開催日時

第一希望日：2021年6月29日（火）

第二希望日：2021年6月30日（水）

第三希望日：2021年7月1日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

議題

- （1）2020年12月21日開催の団体交渉議題で解決に至らなかった賃金引き上げ要求についての継続協議
- （2）「夏季一時金要求」の件
- （3）貴社2020年12月22日付「減給処分通知書」の件
- （4）貴社「業務Gr.」の必要性について
- （5）当労組2019年12月16日付「労働条件に関する要求書」3項「適正な人員配置についての要求」に記載した①乃至⑨の部署への必要人員の配置の件
- （6）当労組本年4月19日付「品質保証に関する要求書『416494-10050』」について
- （7）当面の時間外労働対応と、36協定締結について
- （8）当労組本年6月2日付「抗議並びに団体交渉申し入れ書」の件

以 上